

1 号様式

記録者 事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂

教育、民生常任委員会記録

招集年月日	令和 3 年 7 月 2 1 日（水）
招集の場所	議員控室
開会	午後 1 時 2 7 分
出席者	委員長 福田 淑子 副委員長 柳田 政喜 委 員 村松 秀雄 委 員 吉田 二郎 委 員 平吹 俊雄 委 員 手島 牧世 委 員 藤田 洋一 委 員 我妻 薫 議 長 大橋 昭太郎
欠席者	
職務のため出席した者の職氏 名	事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂
協議事項	1) 議会懇談会の資料作成について 2) 教育委員会からの回答について
その他	なし
閉会	午後 3 時 1 8 分

2号様式 協議の経過

	開会 午後1時27分
福田委員長	皆さん、こんにちは。暑い中大変お疲れ様でございます。 只今から教育、民生常任委員会を行います。委員全員出席ですので、常任委員会は成立いたしております。 今日の会議事項の1)、2)、まず始めに2)の教育委員会からの回答についてということで、皆さんに改めてお話をさせていただきます。 皆さんに別紙、中学校の校則についてということで文書があると思いますがけれども、皆さんと前回お話をした中では、教育委員会にきちんと文書でお伺いを立てるということでしたが、常任委員会からではなく、議長から教育委員会にという形になるということ、議長から苦言をいただきました。中学校においての管理というのは学校長です。私たちは3つの中学校を美里町で抱えておりますけれども、各学校にこれはどうなのだろうというふうになりますと学校への干渉にもなるのではないかな。もしやるのであれば、一般質問でやるべきではないかという話をいただきました。 では常任委員会でどのようにすればいいのか、副委員長と議長と3人で相談した結果、皆さんで疑問に思うこと、4つの点について聞きましょうということで、今日急きょ午前10時から、教育委員会に副委員長と2人でお伺いしまして、4つの点についてお話を聞き取りしたという状況になっております。 まずこれについて、皆さんからのご意見があればお伺いしたいと思います。このような方法でよろしかったでしょうか。 村松委員。
村松委員	やったことに対してどうのこうの言うのではないのですが、聞いていただいたのは、それはそれでいいです。確かに運営については学校長なんですよ。教育委員会としてはそれを管理・監督するだけの話で、これをどうしろと教育委員会が決めるものではないというのは理解できるのですが、ただ常任委員会として教育委員会を通じて聞くとなったんじゃないかな。我々が直接、中学校に行って聞くことはできない部分だろうとは思いますが、質問状について教育委員会が取りまとめてもらう。ワンクッション入るけど回答をもらう。結果的には委員長、副委員長が教育委員会に行って聞いてきたというのは、それはそれで有りだと思います。 ただ一般質問でどうのというのではなくて、きちんとしたルートを取れば問題ないんじゃないかと俺は思うんだけど。
福田委員長	常任委員会としてきちんと議長を通じて対応して欲しいというのであれば、また元に戻してしなくてはならないです。
村松委員	正式にやれとかそういうのではないんです。常任委員会から議長を通

	して教育委員会にいくというのであれば、議長が言う一般質問でないとなぜ馴染まないのかが疑問なだけなんです。
福田委員長	今議長が席を外しているのです。
柳田副委員長	議長名で常任委員会からの質問状ですと書面を出すこと自体が、正式な文書として形になって残るので、そのやりとりも正式に形に残るものなのでちょっと…（「なぜ形に残って駄目なの」の声あり）駄目ではなくて、それが学校に対して大きなプレッシャーになるかなということなので。（「どこに対して」の声あり）
福田委員長	学校の管理者というのは学校長なのね教育委員会ではなくて。
村松委員	では我々は何もできないって言うことなの学校に対して。（「そういうことではなくて」の声あり）議会から調査が来ても大きなプレッシャーになるからできないっていう内容であれば、議会としては何もできないということになるんじゃないの。
福田委員長	各学校に対して常任委員会から、これはどうなんですかと言うのは学校の管理者…（「それはわかるの」の声あり）
柳田副委員長	学校の独自性に対しての（「独自性に対してどうのこうの言うつもりはないの、どうなっているのかの調査、質問なんだから」の声あり）
福田委員長	学校各1校に対しての調査というのはふさわしくないだろうと（「じゃあ調査できないだろ」の声あり） 藤田委員。
藤田委員	今の関連だけでも、私個人の意見としては、常任委員会の活動の一環として、ここまで入り込んでやるべきものなのかと感じていたんです。そこまで入る必要もないし、学校の運営はその学校長にあるんだろうし、前回の資料の下段のほうに書いてあるこの通りだと思うんですよ。ですから、校則云々に議会の常任委員会の活動の中に入っていいのかと私は感じたんです。皆さんから出た意見もその通りだと思うけれども、私はそう思っていました。でも、学校でなく教育委員会に聞くっていうから、それくらいならいいだろうなという解釈で前回はいったんです。
村松委員	それはいいのさ。そこから先、なぜ常任委員会としてできない部分なのって。
福田委員長	柳田副委員長。
柳田副委員長	私の説明が悪かったのかもしれませんが、とりあえず正式に議長から書面を渡して、教育委員会にこういう質問がございますといった場合、教育委員会としても学校長に対して正式に質問するという形になると思うんですね。教育委員会でも学校長のその校則に関しては独自性の部分で、統括している部分ですから、教育委員会として指導方針は示したとしても、そういう部分にはなかなか踏み込めないこともあるだろうという…
村松委員	あるだろうじゃなくてさ、踏み込めませんって言われればそれはそれ

	で…。
柳田副委員長	学校長の部分ですから、教育委員会としてもどうなっていますかというアクションしか取れないと。
村松委員	だから議会から議長名で来ても返答できませんということでしょ。
柳田副委員長	返答はできませんではなくて、そこまで議会としてやるべきなのかどうなのかという。
村松委員	議会としてやるべきなのかどうなのかというのがあるのね。議会としてではなく議員個人としてやりなさいということなのね。
柳田副委員長	議員個人としても、学校のそういう部分に踏み込むのは遠慮するべきだと思うんですよ。学校に直接行って聞くとか（「それはわかるよ」の声あり）ただ一般質問として議員としてやる分にはいいんでないかな。
村松委員	教育委員会はどうやって返答できるんだや。
福田委員長	我妻委員。
我妻委員	これを見ると直接学校側に聞くような内容に取られたのかな。我々議会が直接学校の運営に突っ込むというのは、果たしてどうなのだろうとは思うよ。まず教育委員会の中で議論されている、教育委員会の権限なんだろうと。一般質問だって直接、個別の学校に聞いたことがありますか。それはできないでしょ。これを見るとそういうふうに取りつかねないとなったのかな。 教育委員会と意見交換するならまだ、教育委員会としてどうしてるんだと。そういうことは一般質問で教育長に対して質問はしてるけれども、教育委員会だって個別学校のことについては、慎重な答弁をしてきたのはこれまでの経過でもわかる。そういうところを直接議長が文書を出して聞くことが果たしてどうなのか、というところの議長の話だったのではないのかな。 これを見ると全部学校ごとなのね。学校ごとの質問を直接議会が聞いたすことにもなりかねない。
福田委員長	他に皆さんから疑問な点、やり方について何かあれば。 吉田委員。
吉田委員	全回の話では、校則についてはこちらの聞きたいことを教育委員会に出して、それをまとめましょうという話だったんですよね。教育、民生常任委員会で例えば視察したい時に、議長を通して教育委員会から学校に話が行くのでしょうか、常任委員会として例えば学校に所管事務調査に行くのはまずいように受け取ったのだけれども。学校に行って話を聞きたい時に行けないわけではないんですよ。
福田委員長	中身にもよるけどね。予算決算の現地調査は行っていいの。
村松委員	町の教育委員会の予算がでました。それがいいのか悪いのか議論しました。どういう内容か詳しく見ましょうというのだったら調査の中で出来るのさ。ただ、今回は校則という学校長権限の運用の中でやっている

	ものに対して、それは無理でしょうという状況。教育委員会もそれに対して、議会から質問が来てるから回答してくれというのも、執行権の侵害のようではなかなか言えないという状態になっている。
福田委員長	はい、平吹委員。
平吹委員	要するに、校則については学校長の権限だよ、教育委員会としては何もできないということですか。
齊藤事務局次長	これは文書を出す以前の話なので、教育委員会が学校に聞いていないとかではなくて、議長名で教育委員会に出していいのかということです。（「出してないのか」の声あり）
福田委員長	休憩します。
	休憩 午後１時４３分 再開 午後１時４４分
福田委員長	再開いたします。 教育委員会に委員長と副委員長でお聞きしてきたその中身について、皆さんに御報告いたします。 まず１番目、校則について生徒間、保護者間と学校側での話し合いがどう行われているのかという部分については、特に行われておりません。 ２番目、生徒からの校則見直しの要望があった場合、学校側と協議できる環境が整っているのかということについては、具体的に対処方法のフローはできておりません。その都度対応しております。 ３番目、校則についてトラブルはなかったかにつきましては、なかったということです。 ４番目、令和３年６月８日付の文部科学省からの通達についてどう取り組まれているかにつきましては、文科省からの通達は確認しております。取り組んでいきたいという極めて簡単な答えをいただきました。（「わかりました」の声あり） 休憩します。
	休憩 午後１時４５分 再開 午後２時０２分
福田委員長	再開いたします。 只今の教育委員会からの中学校の校則については、聞き取りをして皆さんに報告ということでこれは終わりにしたいと思います。 次に議会懇談会の資料作成についてなのですが、その前に助成金支給の時期についてをまだ協議しておりませんでした。これを決めてからのほうがいいと思うのですが、どういたしましょうか。支給する時期について。今日決めておいたほうがいいのかと思うのですが。 休憩します。
	休憩 午後２時０３分 再開 午後２時３５分

福田委員長	再開いたします。 委員全員出席ですので委員会は成立いたしております。 支給時期につきましては、石巻市と同様に申請書の提出は原則として毎年4月。ただし、初めて助成金の交付を申請する場合に限り10月に申請書を提出することができるものとする。 石巻市の場合、助成金の額の確定は申請書の提出があった時に審査のうえ、それを認めた場合に助成金の額を確定して、4月20日までに報告書をあげていただき決定すれば、助成金を交付するとなっております。石巻市同様でよろしいでしょうか。（「4月に申請して、4月に交付」の声あり） 4月20日までに申請して、審査をして確定した場合に決定通知書を受けた日から起算して10日以内に、市長に請求書を提出するという運びになっているようです。少なくとも4月20日までに出すということで5月中には出るのかと思うのですが。 休憩します。
	休憩 午後2時38分 再開 午後2時41分
福田委員長	再開いたします。 支給時期につきましては、申請書の提出は、原則として毎年4月とする。ただし、初めて助成金の交付を申請する場合に限り、10月に申請書を提出することができるものとする。交付決定者は確定決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、請求書を提出して助成金を受けるものとするというふうになります。これで助成金支給の時期については確認しました。 続きまして、助成金について取りまとめましたが、漏れがあると思うのですが最終的な問題ですけれども、とりあえず議会懇談会にこれまで皆さんで話し合って確認したものを、懇談会の資料として作成したいと思います。作成につきましては副委員長と相談の上、皆さんに案として提示したいと思いますのでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり） 休憩します。
	休憩 午後2時43分 再開 午後3時16分
福田委員長	再開いたします。 次回の日程についてですけれども、8月20日午前9時30分懇談会の資料作成をいたします。さらにお弁当を取りますのでよろしくお願いいたします。 8月24日午後1時30分から学校給食の栄養価について、4月から6月分までのデータを基にしながら、まだ教育委員会と調整が取れてない状況ですが、栄養士さんと教育委員会からおいでいただいているいろいろ

	意見交換をしたいと思います。栄養価についての資料につきましては、8月20日届くようにお願いしておきます。 以上ですけれども、皆さんから何かありましたら。24日についての日にちの確定は20日に確定になります。 今日の会議はこれで終わりにしたいと思いますが、そのほか皆さんからあれば。なければ副委員長挨拶をお願いします。
柳田副委員長	お疲れ様でございました。猛暑でございます。暑うございます。体調にだけはお気をつけて、皆さん過ごしていただけたらと思います。本日はどうもお疲れ様でした。
	閉会 午後3時18分

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月21日

教育、民生常任委員会

委員長 _____